

刈谷市受援計画

令和6年7月
刈谷市

目次

第1章 総則	1
1 刈谷市受援計画策定の趣旨	1
2 本計画の位置づけ	3
3 適用要件と期間	4
4 災害の局面	4
5 費用負担	4
第2章 受援対象業務	6
1 人的・物的応援の基本的な枠組み	6
2 主な受援対象業務	7
第3章 受援体制	9
1 災害対応の体制	9
2 受援体制	9
3 受援に関する役割	11
第4章 受援の流れ	13
1 受援の流れ	13
2 応援職員受け入れ時の配慮	14
第5章 応援に係る計画	15
1 大規模災害時の本市による市町村への応援	15
2 応援対応	16
3 費用負担	16
第6章 受援に関する具体的な市の対応	17
1 概要	17
2 輸送ルートの確保に係る計画	18
3 救助・救急、消火活動に係る計画	20
4 医療活動に係る計画	24
5 物資調達に係る計画	27
6 燃料調達及び電気・ガスの臨時供給に係る計画	31
第7章 受援力強化に向けた取り組み	33
1 組織への定着	33
2 計画の断続的更新	33

第1章 総則

1 刈谷市受援計画策定の趣旨

災害が発生すると、たとえ被害の規模が小さく、影響範囲が限定的であっても、被災自治体においては、通常業務の範囲や量を超えて生じる新たな業務への対応が必要である。被害規模が大きくなり、影響範囲が拡大すれば、求められる対応の内容や量は拡大し、被災自治体単独での対応は、一層困難になる。このような自治体の対応力を超える状況下で不可欠なのが「受援」である。

「受援」とは、「人的・物的資源等の支援・提供を受け、効果的に活用する」ことである。（「表 1-1 受援・応援の定義」参照）

被災地外の自治体は、災害対策基本法や災害時相互応援協定等に基づき、災害発生直後から職員の派遣、物資等の提供を行うなどして被災地を支援する。

一方、こうした応援状況の実態に対し、受援側の自治体の準備は必ずしも十分とはいえない。

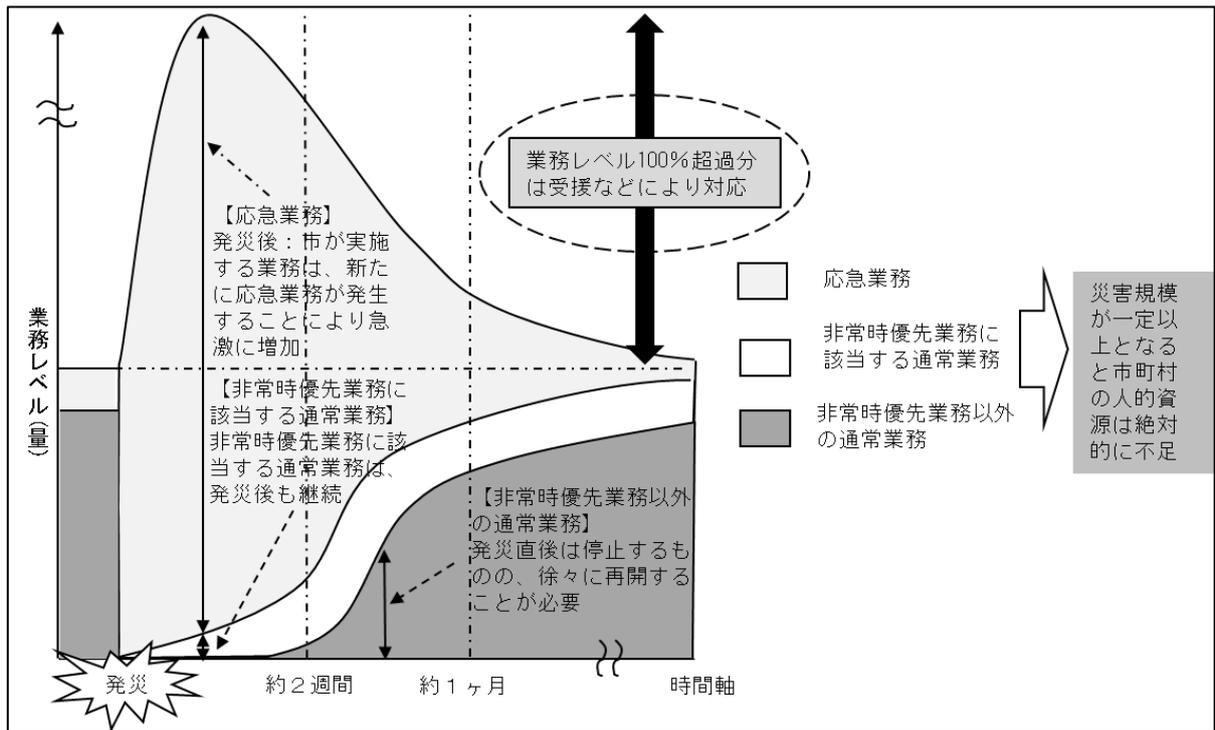
また、自治体は、災害時における業務継続計画等の策定を通じて、災害対応業務並びに通常業務で継続すべき業務を整理することが求められている。その実効性を確保するためには、受援が欠かせない。（「図 1-1 災害時の業務量の推移イメージ」参照）

大規模災害が発生した場合において、外部機関への迅速な応援要請と円滑な調整や応援の受け入れを行い、効果的に災害業務を遂行するため、「刈谷市受援計画」（以下、「本計画」という。）を策定する。

表 1-1 受援・応援の定義

受援	災害時に、他の自治体や指定行政機関、指定公共機関、民間企業、NPOやボランティア等の各種団体から、人的・物的資源等の支援・提供を受け、効果的に活用すること
応援	災害時に、災害対策基本法や災害時相互応援協定等に基づき、又は自主的に人的・物的資源等を支援・提供すること

【参考】地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（内閣府）



【参考】地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（内閣府）

図 1-1 災害時の業務量の推移イメージ

2 本計画の位置づけ

(1) 国、県の計画との関係

本計画は、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（以下、「具体計画」という。）及び愛知県の「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」（以下、「県受援計画」という。）に沿った計画内容とする。

また、策定にあたっては、国の「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を参考としている。

(2) 本市における位置付け

本計画は、「応援・受援を通じて、非常時優先業務の継続に必要な資源を確保し、非常時優先業務を実施できるようにする」ための計画であり、その策定・運用を通じて、物資の備蓄等の備え、自治体・企業との災害協定の強化等、市の防災実行力の改善と向上に資するものである。（「図 1-2 計画の位置付け」参照）

なお、市災害対策本部の体制や運用については、班体制等の変更もあるため、令和2年4月1日より適用するものとする。

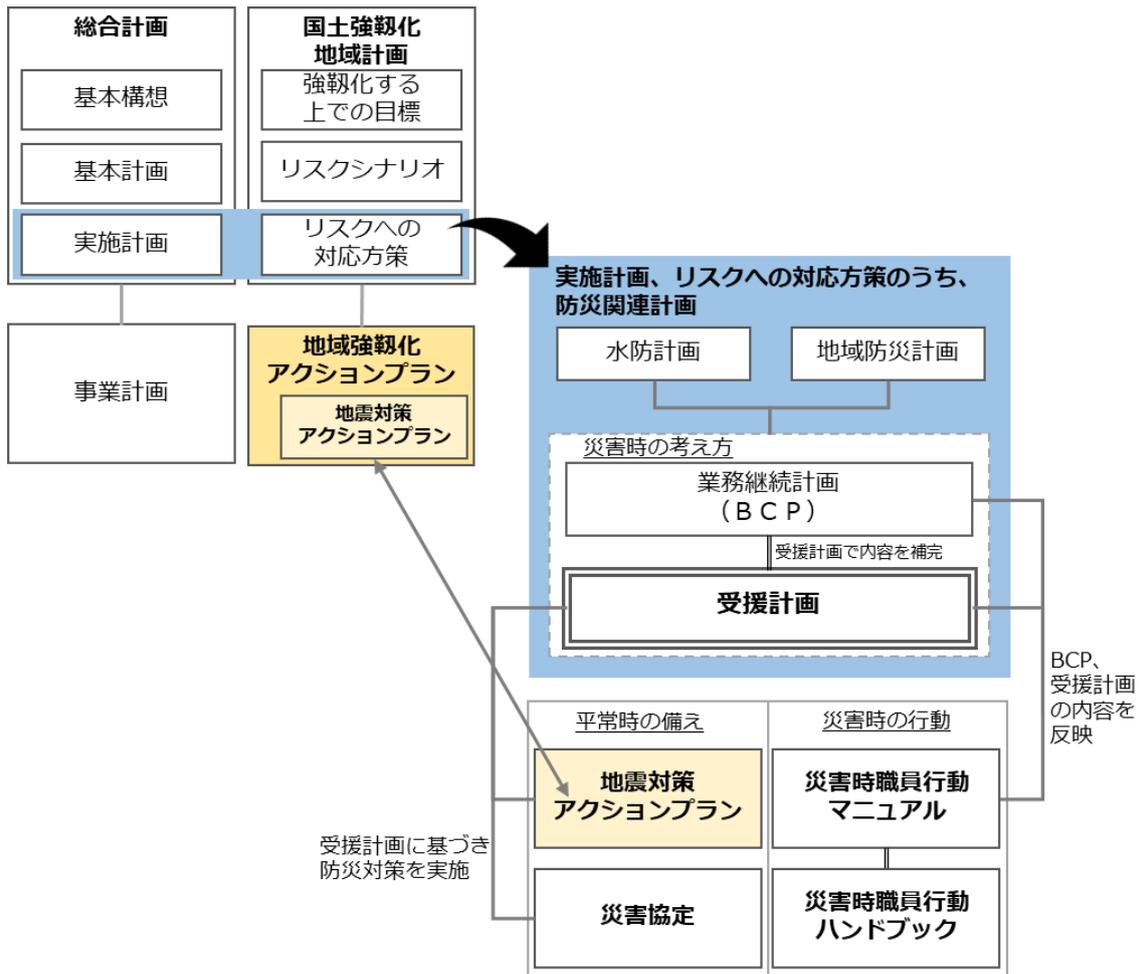


図 1-2 計画の位置づけ

3 適用要件と期間

災害発生時に人的または物的資源が不足する場合、本計画に基づき応援要請を行うなど受援を開始する。

(1) 適用要件

- 市域において震度6弱以上の地震が発生したとき
- 地震及び風水害により、市内全域にわたり甚大な被害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき
- その他、本部長（市長）が応援要請の必要性を認めたとき

(2) 受援の期間

本計画における受援の期間としては、外部からの支援が種類・量ともに多くなる1か月程度までを対象とするが、必要に応じて、それ以降の業務についても支援の受け入れを想定するものとする。

4 災害の局面

本計画は、各局面の時期及び優先課題について、「表1-2 災害の局面と優先課題」を参考とし、局面ごとに将来的にはどのような優先課題になるのかを踏まえ受援を考える。

表 1-2 災害の局面と優先課題

区分	時期	優先課題
初動期	災害発生～72時間程度	いのちを守る（救助・救命）
応急期	3日間～1週間程度	被害の拡大の防止（避難生活の本格化）
復旧期	1週間～1か月程度	財産と環境の保全
復興期	1か月以降	（避難生活から仮住まいへの移行期）

5 費用負担

(1) 受援に係る費用負担の考え方

ア 協定に基づく応援の場合

協定の内容により費用を負担する側を決定する。（概ね受援側が負担する）

イ 協定に基づかない応援の場合

協議により費用を負担する側を決定する。（概ね応援側が負担する）

(2) 災害救助法の適用

被害状況により災害救助法が適用された場合、同法の適用対象となる経費は、国及び愛知県が負担する。(「表 1-3 災害救助法の対象となる主な受援業務」参照)

表 1-3 災害救助法の対象となる主な受援業務

応援業務	要員	救助法対象経費
災害対策本部支援	災害対策本部支援要員	※対象外 対象経費は、原則として被災者の応急救助に直接対応した職員のみが対象
避難所運営	避難所運営要員	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○仮設トイレの汲み取りや警備等の臨時職員雇上げ経費
物資集積拠点運営	物資集積拠点運営要員	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ※救助法の救援物資外(化粧品等)の仕分け等の業務は対象外
給水	給水車の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○車両の燃料代・高速代 ※給水車の水については、原則対象外
健康・保健	保健師等の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費
被災者の生活支援	住家被害認定、罹災証明書交付業務要員	※対象外
災害廃棄物処理	ごみ収集車の派遣	※対象外

【参考】地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン(内閣府)

第2章 受援対象業務

1 人的・物的応援の基本的な枠組み

災害が発生すると、本市は、被災者に対する支援を軸とする様々な災害対応業務を実施することとなるが、これらの業務の多くで国等からの定型的な支援を始め、応援側の県や市町村、民間企業や団体、ボランティア等による人的・物的資源による応援が行われる。

本市への人的応援及び物的応援の基本的な枠組みは、「表 2-1 応援の基本的な枠組み」のとおりである。

表 2-1 応援の基本的な枠組み

基本的な枠組み		応援の種類・その主体
人的 応援	市町村による枠組み	市町村間相互の応援協定や民間企業等との協定に基づく応援
	都道府県による枠組み	県内市町村相互応援に関する協定に基づく応援
		都道府県間相互の応援協定や民間企業等との協定に基づく応援
	全国自治体間の枠組み	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定に基づく応援（全国知事会の調整）
		全国市長会・全国町村会の調整による応援
指定都市市長会の調整による応援		
指定行政機関・指定公共機関による枠組み	国等による定型化された応援 ・（消防庁）緊急消防援助隊 ・（警察庁）警察災害派遣隊 ・（自衛隊）災害派遣部隊 ・（気象庁）気象庁防災対応支援チーム（JETT） ・（国交省）緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE） ・（厚労省）救護班・災害派遣医療チーム（DMAT） ・（厚労省）災害派遣精神医療チーム（DPAT） ・（環境省）災害廃棄物処理支援ネットワーク D.Waste-Net など	
その他	事前に協定を結んでいない、自主的な応援	
物的 応援	市町村自身による物資の確保	市町村の備蓄物資の提供・配送
		被災地の物的資源ニーズに基づく確保（発注）
	都道府県による提供・支援	協定に基づく地方公共団体、企業等からの備蓄物資の配送・提供
		協定に基づく企業・団体等からの物資の確保
		被災地の物的資源ニーズに基づく確保（発注）
国等による提供	国からのプッシュ型の物資支援	
その他	事前に協定を結んでいない主体からの物資支援	

【参考】地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（内閣府）

2 主な受援対象業務

本市が、大規模災害発生後に、迅速かつ円滑に業務を遂行するために受援が必要であると考えられる主な業務は、「表 2-2 主な受援業務」のとおりである。

表 2-2 主な受援業務

分類	主な受援業務	応援者
人命	被害状況の把握、捜索救助活動、消火活動	自衛隊、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊 等
物資物流	食糧品、生活必需品の供給	協定締結業者
	災害対応用資機材の供給	協定締結業者
	燃料の供給	愛知県、愛知県石油商業組合西三河碧海地区刈谷グループ、刈谷ガス協同組合
	物資の緊急輸送	愛知県トラック協会西三支部刈谷部会
生活再建	住家の被害認定調査、罹災証明発行	他自治体
	被災建築物に対する応急対策活動	公益社団法人愛知建築士会、公益社団法人愛知県建築士事務所会
	弁護士、司法書士、行政書士等による相談窓口	愛知県行政書士会碧海支部、愛知県弁護士会
	霊柩事業、遺体搬送支援、棺等葬祭用品供給	協定締結業者、社会法人全国霊柩自動車協会、愛知県葬祭業協同組合等
医療	医療救護活動	刈谷医師会、刈谷市歯科医師会、刈谷市薬剤師会、DMAT、DPAT、JMAT、DHEAT 等
福祉	災害ボランティアセンターの運営	刈谷市社会福祉協議会
	福祉避難所の開設、運営	刈谷市社会福祉協議会、社会福祉法人観寿々会、社会福祉法人長寿会、社会福祉法人紫水会、医療法人光慈会、株式会社刈谷ケアサービスさくら

環境	廃棄物の処理、一般廃棄物の収集運搬	愛知県産業廃棄物協会、協定締結業者 等
避難所	避難所運営支援	他自治体、ボランティア
	避難所の増設	トヨタ系企業
道路 インフラ	道路啓開等の応急対策	協定締結業者、自衛隊
	応急復旧の技術的支援	TEC-FORCE
水 インフラ	応急給水活動	日本水道協会愛知県支部
	水道施設の応急復旧作業	日本水道協会愛知県支部、刈谷市管工事業協同組合、協定締結業者 等
	下水道の応急対策	協定締結業者
	河川の応急対策	協定締結業者
	応急復旧の技術的支援	TEC-FORCE
電気	電力復旧作業	中部電力（株）電力ネットワークカンパニー
情報収集 ・発信	災害情報の報道	（株）キャッチネットワーク、（株）エフエムキャッチ
	災害情報の発信	ヤフー株式会社
	被害情報の収集	有限会社アペオ技研、株式会社平成建設
その他	市町村間の災害時相互応援	衣浦東部5市 西三河9市1町 飯田市、下條村 結城市、久喜市 市町村災害ネットワーク 等
	企業からの応援	トヨタ系企業

第3章 受援体制

1 災害対応の体制

災害時の各部班は、「班」単位で災害対応を行い、第2非常配備体制時からは、「部」単位で部長指揮のもと、統率を図る。また、市の災害対応の方針等は、災害対策本部本部員会議で意思決定を行い、各部班は、災害時の情報共有、調整、意思決定を行うため、「表3-1 災害時の調整・意思決定を行うための会議」のとおり会議を実施する。

災害対策本部が第3非常配備体制時の場合は、各部班の災害対応を全体でマネジメントを行うため、「統括部会議」を編成する。

表3-1 災害時の調整・意思決定を行うための会議

	第1非常配備体制時	第2非常配備体制時	第3非常配備体制時
共有決定	班長会議	本部員会議	本部員会議
調整	班内会議	部内会議	部内会議

2 受援体制

庁内の受援状況の把握、取りまとめ、調整を行うため、統括部会議事務局内において、「受援統括担当」を2名以上設置する。また、各班においては、受援業務を含めた各班の活動状況の把握を行う者を選任（以下、「受援担当」という。）し、統括部への情報共有・報告等を行う。受援担当は、基本、課長補佐級または係長級職員が担う。（「図3-1 災害時の組織運営及び受援体制のイメージ」参照）

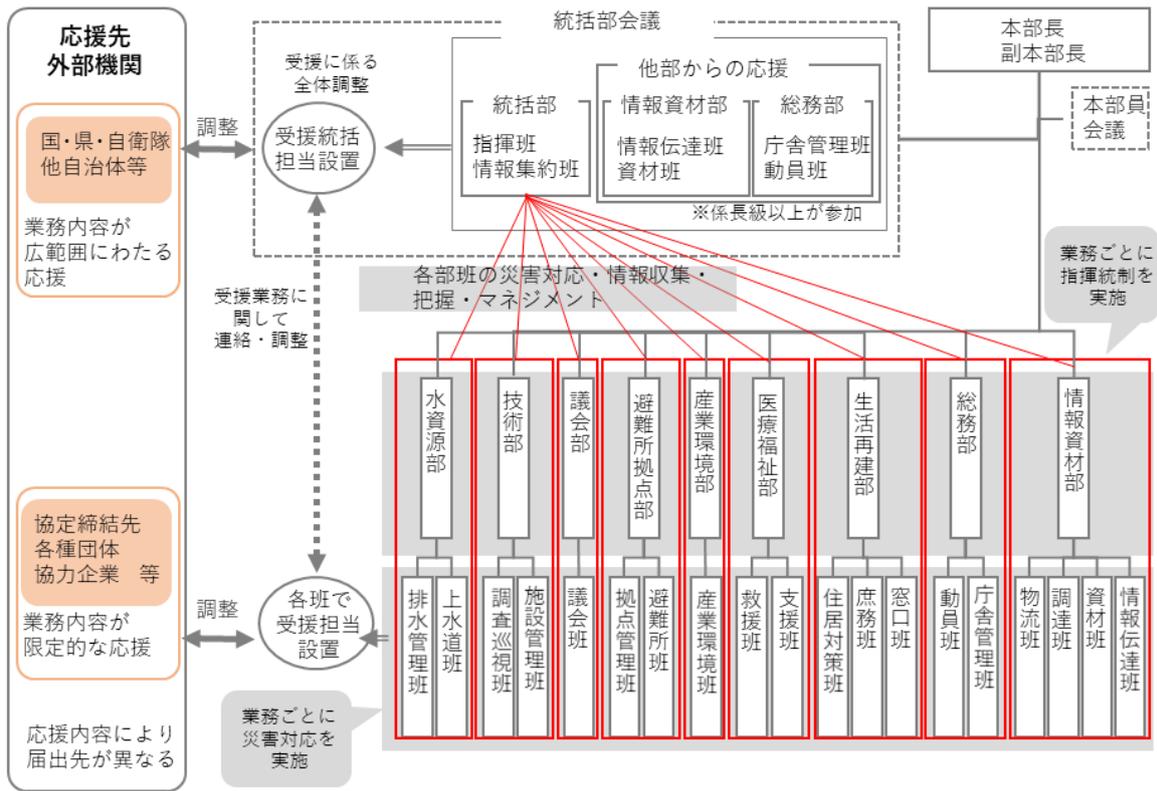


図 3-1 災害時の組織運営及び受援体制のイメージ

3 支援に関する役割

(1) 統括部会議の支援に関する役割（「図 3-2 統括部会議が支援要請を行う場合のイメージ参照」）

- ア 国、県及び他の地方公共団体等に対する支援要請及び受け入れ対応
- イ 統括部で受け入れた支援人員や物資の各部班等への振り分け、調整
- ウ 支援職員の活動場所の確保
- エ 各部・班における支援人員の活動状況や物資の受け入れ状況の把握、整理
- オ 各部・班における支援ニーズの収集
- カ 防災関係機関からのリエゾンとの調整
- キ 支援職員の宿泊先のあっせん情報の提供

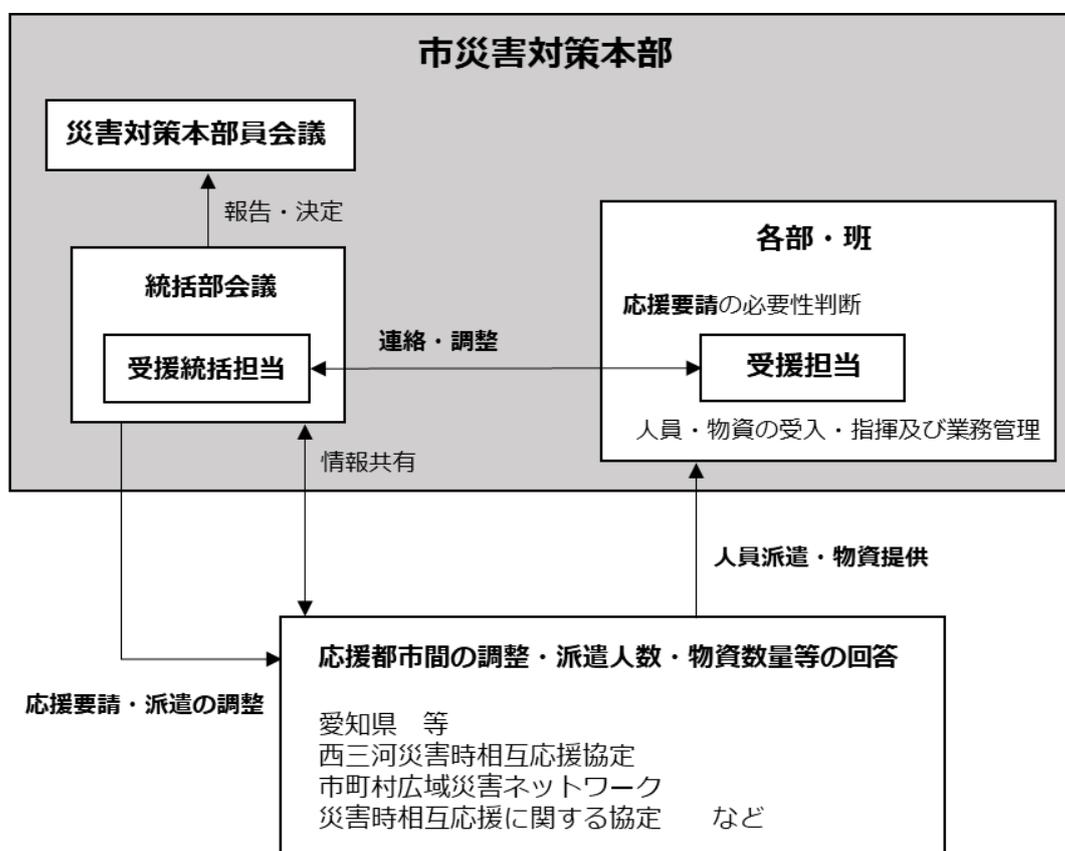


図 3-2 統括部会議が支援要請を行う場合のイメージ

(2) 各部班における受援に関する役割（「図 3-3 各部班の受援担当が応援要請を行う場合のイメージ」参照）

ア 事前に協定等により応援の内容を定めている関係機関や企業に対する応援要請及び受け入れ対応

イ 応援人員への活動内容の指示、活動状況の把握

ウ 応援人員の活動状況や物資の受け入れ状況の統括部への報告

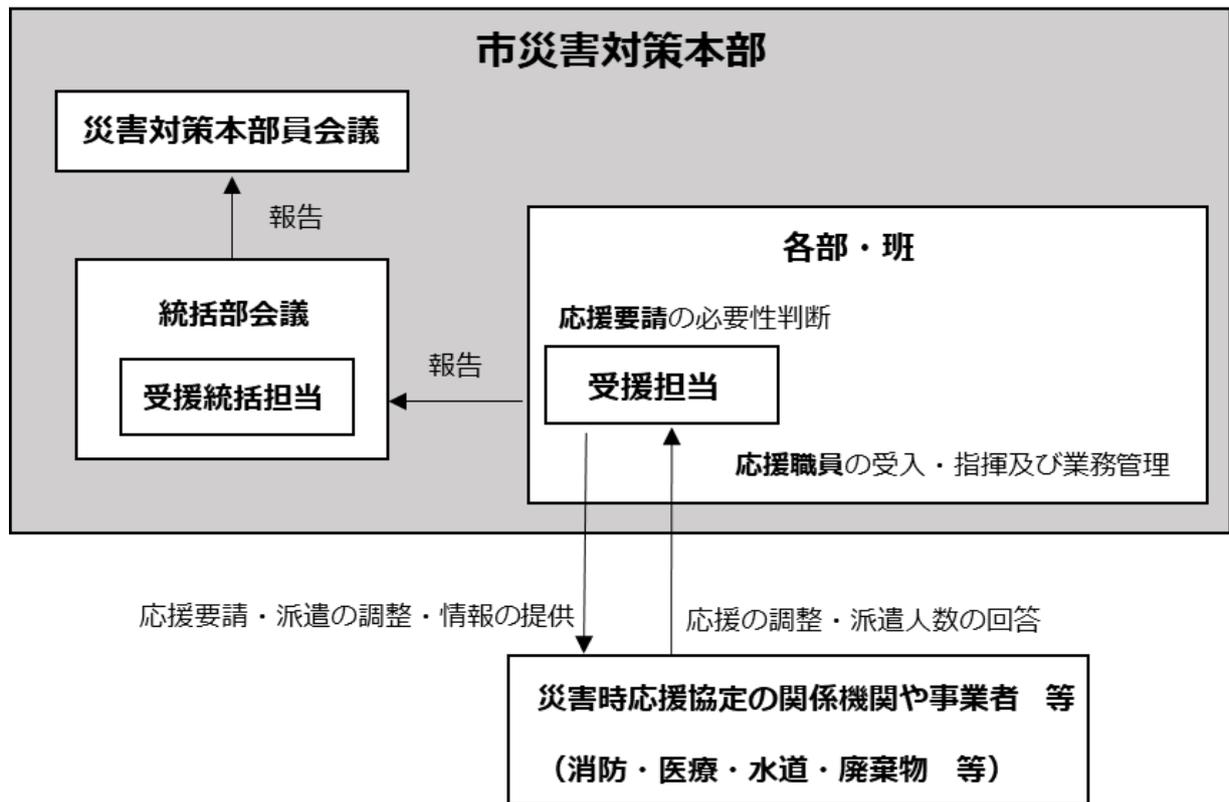
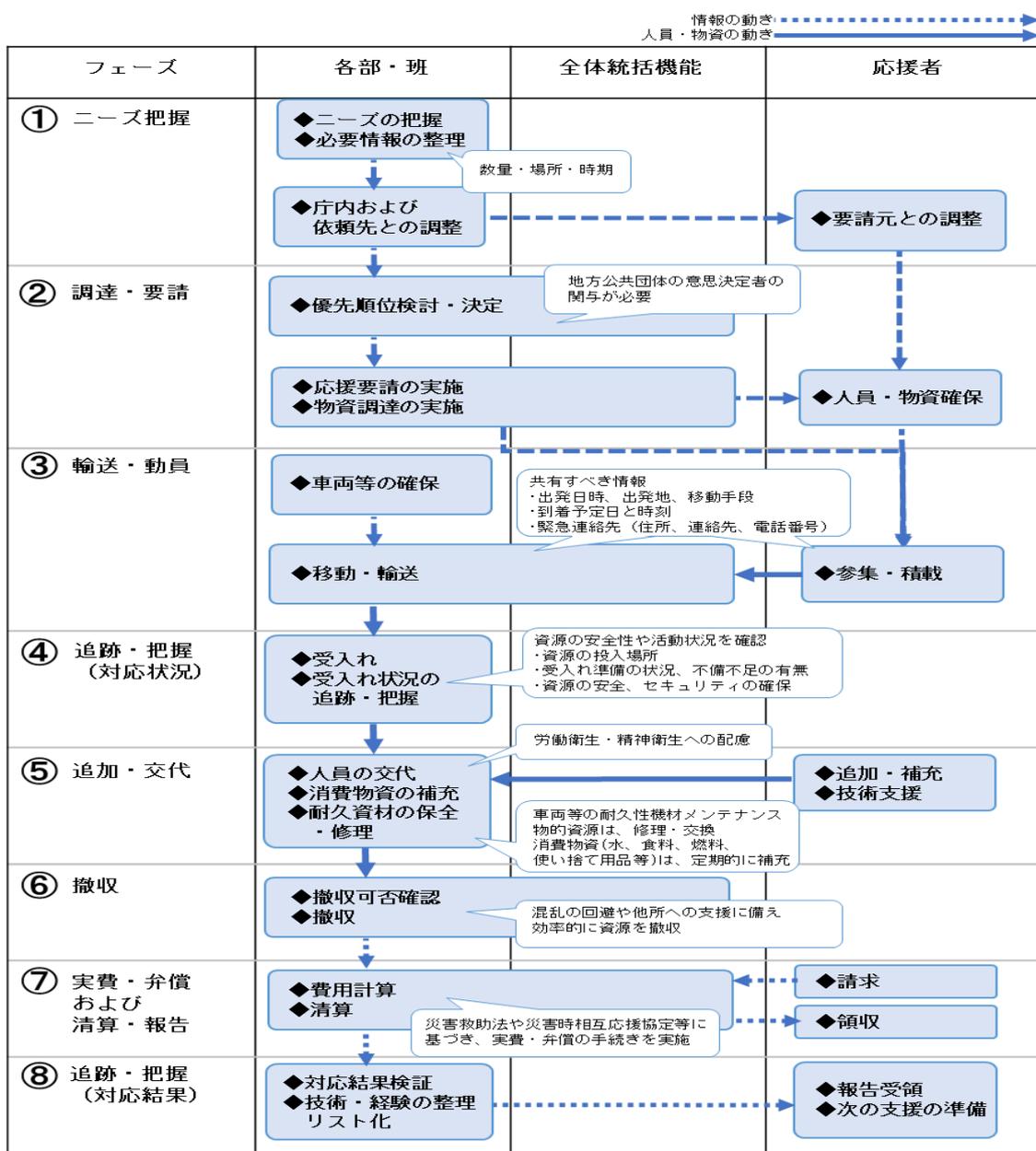


図 3-3 各部班の受援担当が応援要請を行う場合のイメージ

第4章 受援の流れ

1 受援の流れ

受援の際の基本的な流れは、「図 4-1 人的・物的資源の流れと受援対応」のとおりである。



【参考】地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（内閣府）

図 4-1 人的・物的資源の流れと受援対応

2 応援職員受け入れ時の配慮

応援を受け入れるに当たり、応援職員向けに、業務や活動を実施するためのスペースや資機材を確保することが望まれる。

また、応援職員の多くは、短期派遣であっても数日間は被災地に滞在するため、宿泊場所が必要となり、その宿泊場所に関する情報提供など、一定程度の便宜供与が必要となる。

なお、応援職員は、不慣れな被災地で対応することになるため、定例会議等を通じて日々の活動状況やローテーションの状況を確認しつつ、メンタルヘルス等へ配慮することも必要である。（「表 4-1 応援職員の受け入れに当たり配慮すべき事項の例」参照）

表 4-1 応援職員の受け入れに当たり配慮すべき事項の例

項目	環境整備の内容
スペースの確保	<ul style="list-style-type: none">• 応援側の現地本部として執務できるスペースや、活動拠点における作業スペース、待機・休憩スペースを可能な限り提供する。• 可能な範囲で、応援側の駐車スペースを確保する。
資機材等の提供	<ul style="list-style-type: none">• 執務を行う上で必要な文具や、活動を行う上で必要な資機材を可能な範囲で提供する。
執務環境の整備	<ul style="list-style-type: none">• 執務できる環境として、可能な範囲で机、椅子、電話、インターネット回線等を用意する。
宿泊場所に関するあっせん等	<ul style="list-style-type: none">• 応援職員の宿泊場所の確保については、応援側での対応を要請することを基本とするが、紹介程度は行う。また、必要に応じてあっせんする。• 被害状況によってホテル等の確保が困難な場合は、避難所となっていない公共施設や庁舎等の会議室、避難所の片隅等のスペースの提供を検討する。

【参考】地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（内閣府）

第5章 応援に係る計画

1 大規模災害時の本市による被災市町村への応援

大規模災害が発生した場合は、被災市町村への支援（職員等の派遣）の枠組みが分からないため、職員等の派遣要請について、基本的には、連絡を受けた班又は課等が主体的に連絡調整を行い、総合的な取りまとめを統括部会議で行うものとする。

本市による被災市町村への応援フローは、「表 5-1 本市の支援フロー（要請～派遣終了）」のとおりである。

表 5-1 本市の支援フロー（要請～派遣終了）

局面	対応
①要請	<ul style="list-style-type: none"> ○職員等の派遣要請について、連絡を受けた班又は課等は、受援統括担当へ報告し、対応について協議 ○対応内容について調整・検討 <ul style="list-style-type: none"> 【物資支援の場合】 輸送行程、輸送場所、物資内容・数量、運搬方法、運搬人員等を調整 【職員派遣の場合】 派遣期間、派遣先、業務内容、派遣職員等を調整 ○対応内容を取りまとめて市長へ報告 ○要請元へ回答（基本、連絡を受けた班、課等より回答する）
②派遣手配・準備	<ul style="list-style-type: none"> 【物資支援の場合】 ・支援物資、車両、車両に貼るステッカー等を準備 【職員派遣の場合】 ・車両や活動服、必要物品等を準備 ○派遣に要する費用については、その都度協議する。
③支援実施	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の活動状況については、職員の所属課等で取りまとめ、受援統括担当へ報告
④支援終了	<ul style="list-style-type: none"> ○派遣職員の所属課等は、派遣先での活動内容及び派遣に要した費用にかかる書類を取りまとめ、受援統括担当へ報告

2 応援対象

大規模災害時に本市に余力があるとき、次の場合において応援を行うものとする。

- 災害協定等により日頃から繋がりのある市町村から応援要請を受けた場合
- 愛知県から応援要請を受けた場合
- その他協議のうえ応援を行うとした場合

3 費用負担

(1) 支援に係る費用負担の考え方

ア 自主的な応援の場合

協議により費用を負担する側を決定する。(概ね応援側である市が負担する)

イ 協定に基づく応援の場合

協定の内容により費用を負担する側を決定する。(概ね受援側が負担する)

(2) 災害救助法による求償

支援に要した費用について求償(災害救助法第20条)の対象となる場合があり、愛知県が県内市町村の求償を取りまとめ被災都道府県へ費用請求を行うものとする。

第6章 受援に関する具体的な市の対応

1 概要

本章では、災害応急対策に係る緊急輸送ルートの確保活動、救助・救急、消火活動等、医療活動、物資調達及び燃料調達、電気・ガスの臨時供給について、迅速かつ円滑に受け入れる体制を確保するため、県受援計画等を基に、市が行うべき事項を中心に、当該事項に関連してその他防災関係機関が実施すべき役割等も含めて記載する。

【参考】

「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」は、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、南海トラフ地震発生時に、国が地方公共団体に対して行う受援について、県が迅速かつ円滑に受け入れる体制を確保するのに必要な対応について定めたものである。

国、県等の災害時の活動想定は、「図 6-1 南海トラフ地震における国・県・実働部隊等による各活動で想定されるタイムラインイメージ」を参照することとする。

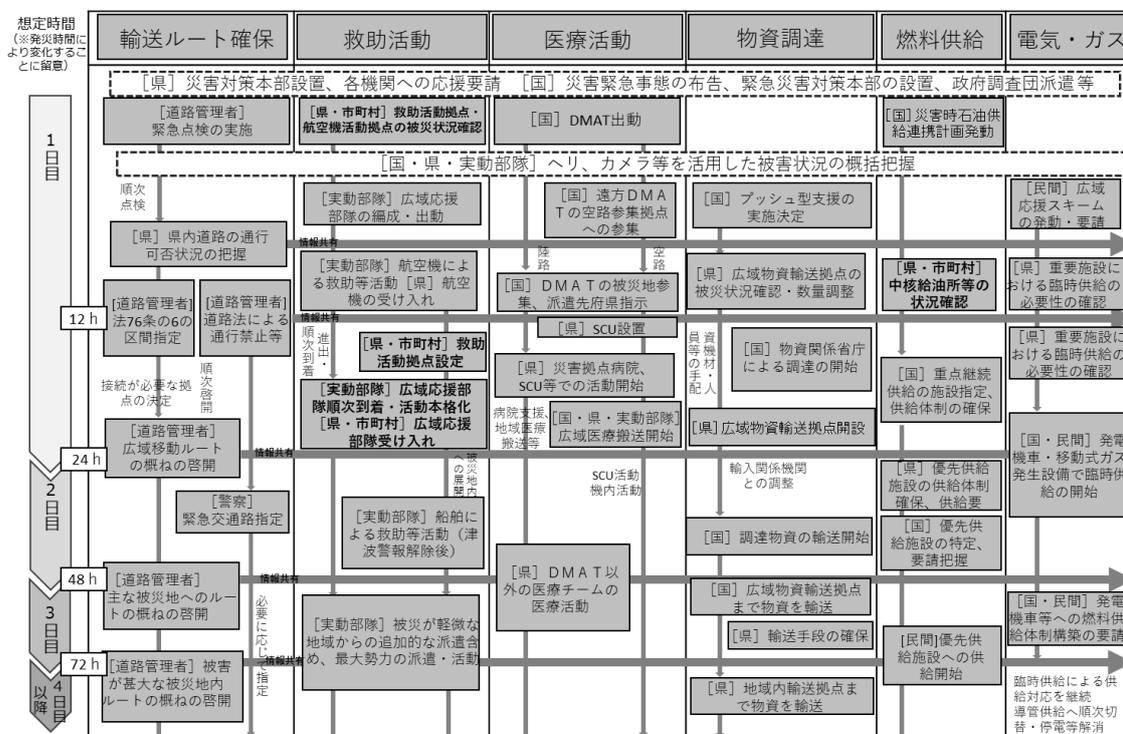


図 6-1 南海トラフ地震における国・県・実働部隊等による各活動で想定されるタイムラインイメージ

2 輸送ルートの確保に係る計画

(1) 概要

災害時における道路の復旧は、当該道路管理者によって行うことを原則とし、本市は市道及び市指定緊急輸送道路を中心に緊急点検、道路啓開を行い、県及び市地域防災計画で定める緊急輸送道路を考慮して、道路啓開の優先順位の決定等を検討するものとする。（「図 6-2 緊急輸送道路・主要避難道路網図」参照）

(2) 道路啓開の措置

ア 被災情報の収集・共有

施設管理班は、調査巡視班と連携しながら、緊急輸送道路の点検や道路の被災状況について情報収集を行い、緊急道路の啓開方針の決定や愛知県災害対策本部へ被災状況の報告を行うものとする。

イ 協定に基づく道路啓開

施設管理班は、「防災協定書」に基づき、防災協定業者に対して、巡視活動や道路啓開等の実施を依頼し、防災協定業者と連携して、道路の復旧活動を行うものとする。

ウ 他機関との連携

愛知県災害対策本部からの要請及び「中部版くしの歯作戦」により復旧順位の変更や、県公安委員会による交通規制（緊急交通路の指定）が予想されるため、他機関と情報共有を図り、道路復旧や、通行止めによる迂回が発生することも踏まえ、交通誘導等資機材の使用も連携して行うものとする。

緊急輸送道路・主要避難道路網図

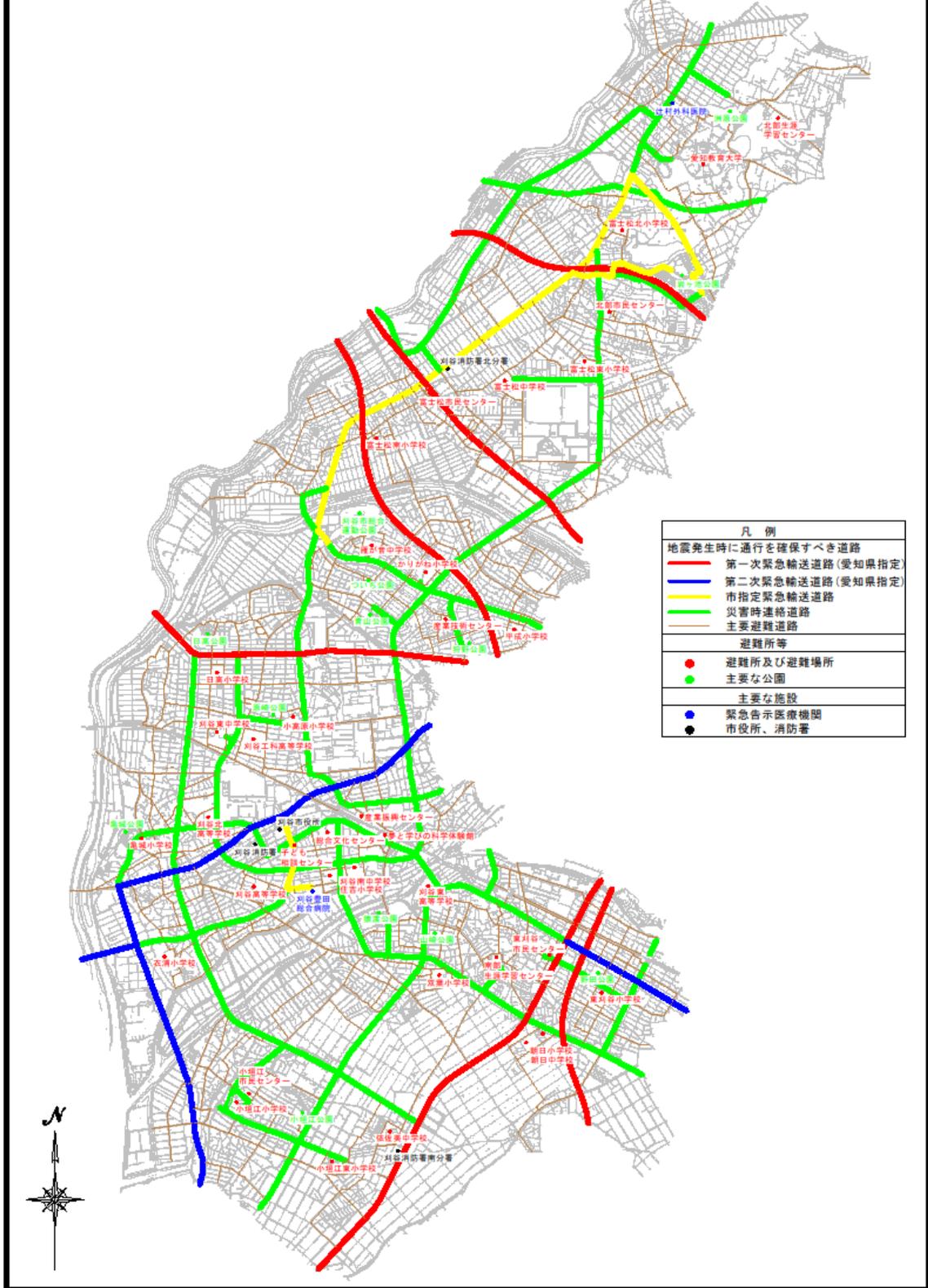


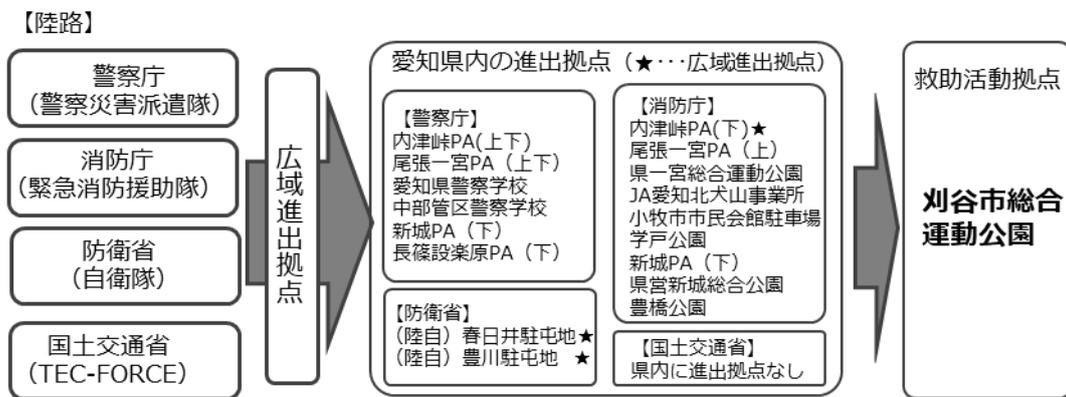
図 6-2 緊急輸送道路・主要避難道路網図

3 救助・救急、消火活動に係る計画

(1) 概要

市は、愛知県へ警察災害派遣隊、緊急消防援助隊及び自衛隊の派遣要請を行うとともに、県外から派遣される警察、消防、自衛隊の応援部隊(以下、「広域応援部隊」という。)が使用するために、あらかじめ定めた救助活動拠点の開設、広域応援部隊の迅速かつ円滑な受け入れ、広域応援部隊が行う災害応急対策活動について必要な調整を行う。

広域応援部隊等の市内への進出の流れは、「図 6-3 広域応援部隊等の市内への進出の流れ」のとおりである。



【参考】県受援計画 (愛知県)

図 6-3 広域応援部隊等の市内への進出の流れ

(2) 広域応援部隊等への派遣要請

ア 警察災害派遣隊

(ア) 市から刈谷警察書への応援要請

市災害対策本部は、災害状況の把握を行い、刈谷警察署へ交通規制、避難誘導、救出救助、検視・調査及び身元確認の支援等について協力の依頼を行う。

(イ) 刈谷警察署から県警察本部等への応援等要請

刈谷警察署は、市災害対策本部からの応援要請を受け、保有する自己の警察官、装備資機材等だけで十分な対応が取れるか判断を行う。十分な対応が取れないと判断した場合は、県警察本部等への応援要請を行う。その後、必要があるときは県受援計画に基づき、県公安委員会から警察庁又は他の都道府県警察への応援要請を行う。

(ウ) 任務

- 情報の収集及び連絡
- 避難誘導
- 救出救助
- 検視、調査及び身元確認の支援

- 緊急交通路の確保及び緊急通行車両の先導
 - 行方不明者の捜索
 - 治安の維持
 - 被災者等への情報伝達
 - その他県警察本部長が特に指示する活動
- (エ) 派遣要請手続き等
派遣要請に係る必要な手続きについては、県警察本部が行う。
- (オ) 警察災害派遣隊の市内の救助活動拠点候補地
警察災害派遣隊の市内の活動拠点候補地は、「表 6-1 警察災害派遣隊救助活動拠点候補地一覧」のとおりである。

表 6-1 警察災害派遣隊救助活動拠点候補地一覧

施設名称	施設管理者名	所在地
刈谷市総合運動公園	刈谷市	刈谷市築地町荒田 1

イ 緊急消防援助隊

南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン(以下、「緊援隊アクションプラン」という。)に基づき、消防庁から緊援隊アクションプランの適用の連絡を受けた場合は、愛知県は速やかに県内消防本部にその旨を連絡するとともに、消防応援活動調整本部を設置する。

なお、被害状況等を踏まえ、愛知県が応援を受ける必要がないと判断した場合は、その旨を速やかに消防庁へ報告する。

(ア) 市長から愛知県への応援等要請の依頼

刈谷消防署は、災害状況の把握を行い、保有する自己の消防力だけで十分な対応が取れるかを判断する。

十分な対応が取れないと判断した場合は、緊急消防援助隊の応援要請依頼を検討する。

市長は、刈谷消防署との検討の結果、緊急消防援助隊の応援が必要と判断したときは、愛知県知事に緊急消防援助隊の応援が必要である旨を直ちに連絡する。なお、県(知事)に連絡をとることができない場合は、直接、消防庁長官に要請する。

県知事への要請においては、市災害対策本部と衣浦東部広域連合との間で連携し、要請を行う。

(イ) 愛知県知事から消防庁長官への応援等要請

愛知県知事は、緊急消防援助隊応援要請連絡により、消防庁長官に対して応援等の要請を行う。

なお、市からの連絡を待ついとまがないと判断する場合は、市長からの連絡を待たずに応援等の要請を行うこともある。

(ウ) 消防庁長官による出動の指示及び応援決定

消防庁長官は、各県の報告を踏まえ、応援県に対し出動の指示を行うとともに、愛知県に対し応援決定お通知を行う。

(エ) 市への連絡

愛知県知事は、消防庁長官から応援等決定通知を受けた場合、速やかに市長への連絡を行う。

(オ) 市の受け入れ体制

応援決定を受けた場合、衣浦東部広域連合及び市災害対策本部は、応援隊の受け入れ体制を整える。

(カ) 緊急消防援助隊の市内の救助活動拠点候補地

緊急消防援助隊の市内の活動拠点候補地は、「表 6-2 緊急消防援助隊活動拠点候補地一覧」のとおりである。

表 6-2 緊急消防援助隊活動拠点候補地一覧

施設名称	施設管理者名	所在地
刈谷市総合運動公園	刈谷市	刈谷市築地町荒田 1

ウ 自衛隊

愛知県知事は、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した際、市からの要請等により自衛隊法第 8 3 条第 1 項の規定に基づき、救助活動、消火活動等を実施する部隊の派遣を、陸上自衛隊第 1 0 師団長等に対して災害派遣要請を行う。

(ア) 市長から愛知県への災害派遣要請の依頼

市長は、災害応急対策を実施するために必要があるときは、愛知県知事に対して、次の事項を明示した要請依頼書により、自衛隊の派遣要請を依頼する。

ただし、緊急を要するときは、愛知県防災行政無線等により、口頭での依頼を行うことができる。この場合、事後速やかに要請書を愛知県に提出する。

また、愛知県知事への依頼が出来ない場合は、その旨（当該地域に関わる災害の状況）を自衛隊に通知し、愛知県知事に対しても、その旨を速やかに通知する。

- 災害の状況及び派遣を要請する理由
- 派遣を要望する期間
- 派遣を希望する区域及び活動内容
- その他参考となるべき事項（連絡責任者、救助活動拠点に関する情報等）

(イ) 災害派遣要請の内容

- 車両、航空機等による被害状況の把握
- 火災に対し、消防機関に協力して行う消火活動
- 避難者の誘導、輸送等避難のために必要な援助

- 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索援助
 - 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動
 - 道路又は水路の確保の措置
 - 被災者に対する応急医療、救護及び防疫
 - 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
 - 被災者に対する炊飯及び給水支援
 - 防災要員等の輸送
 - 連絡幹部の派遣
 - その他愛知県知事が必要と認め要請した事項
- (ウ) 愛知県知事による派遣要請手続
- 愛知県知事は、上記の(ア)の事項を明らかにした要請書により、陸上自衛隊第10師団長等に対して派遣を要請する。
- ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請を行うことができる。この場合、事後速やかに要請書を提出する。
- (エ) 愛知県知事から市長への連絡
- 愛知県知事が派遣要請をしたときは、知事から派遣要請依頼を行った市長に対し、自衛隊派遣を要請した旨の連絡が入る。
- (オ) 市の受け入れ体制
- 愛知県知事から派遣要請をした旨の連絡を受けた場合、市長は、自衛隊の受け入れ体制を整える。
- (カ) 自衛隊の市内の救助活動拠点候補地
- 自衛隊の市内の活動拠点の候補地は「表 6-3 自衛隊救助活動拠点候補地一覧」のとおりである。各施段の被災状況を確認したうえで、市は活動拠点を決定していく。

表 6-3 自衛隊救助活動拠点候補地一覧

施設名称	施設管理者名	所在地
刈谷市総合運動公園	刈谷市	刈谷市築地町荒田 1

- (キ) 自衛隊の撤収要請の依頼
- 市長は、災害の救急の目途が立った段階で、愛知県知事に対して、自衛隊の撤収の要請を依頼する。

(3) 部隊間の活動調整

市災害対策本部は、災害対策本部第3非常配備体制時においては、警察、消防、自衛隊等の部隊がそれぞれ連携を図りながら、円滑かつ効果的に救助・救急、消火活動等を行えるよう、本庁舎3階防災会議室において、各機関の活動場所を確保し、効果

的な救助・救急、消火活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有及び調整を実施できるよう環境を整える。

災害現場で活動する警察、消防、自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（以下、「DMAT」という。）、国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等とも密に情報共有を図りつつ、連携して活動を行う。

（４）広域応援部隊の活動に必要な拠点

ア 救助活動拠点の確保

市災害対策本部は広域応援部隊の迅速かつ円滑な受け入れのため、あらかじめ定めた救助活動拠点候補地（表 6-1、6-2、6-3）の中から、当該施設及びアクセス道路の被害や施設規模・設備等を考慮し、使用可能な救助活動拠点を選定し、その結果を県西三河方面本部（西三河県民事務所）に報告する。

なお、選定にあたっては、必要に応じて、県災害対策本部又は県西三河方面本部と協議を行う。

県西三河方面本部は、管内の情報をとりまとめ、県災害対策本部に報告する。

県災害対策本部は、県西三河方面本部からの情報を元に、広域応援部隊と調整のうえ、使用する救助活動拠点を決定し、広域応援部隊、市災害対策本部等の関係機関に情報提供を行う。

イ 救助活動拠点の開設

救助活動拠点の開設は、広域応援部隊が行う。

市災害対策本部は、救助活動拠点の施設管理者に対して、広域応援部隊が救助活動拠点を開設するための施設の開錠、施設内における立ち入り禁止区域の設定等を依頼する。

4 医療活動に係る計画

（１）概要

南海トラフ地震等の大規模災害発生時では、建物倒壊等による多数の負傷者の発生、医療機関の被災に伴う要転院患者の発生により、医療ニーズが急激に増大し、被災地内の医療資源のみでは対応できない状態となることが想定される。

市災害対策本部は、市内の医療及び公衆衛生に必要な措置及び調整を行い、市内の医療資源等では対応が困難な場合には、衣浦東部保健所内に設置される地域災害医療対策会議を通じて応援要請や応援受け入れに対する調整を行うものとする。

(2) 発災直後のDMAT派遣

ア DMATの派遣要請（「図 6-4 DMAT派遣の流れ」参照）

(ア) 国の措置

発災直後、全てのDMAT指定医療機関は、厚生労働省が定める「日本DMAT活動要領」に基づき、都道府県、厚生労働省等からの要請を待たずに、DMAT派遣のための待機を行う。

緊急災害対策本部の設置が決定された段階で、直ちに、厚生労働省DMAT事務局は都道府県に、文部科学省は大学病院に対し、人口・医療資源に比して甚大な被害が想定される府県（愛知県を含む）へのDMAT派遣を要請する。

上記の要請に基づくDMAT派遣は、派遣先の府県が要請を行ったものとみなす。

(イ) 県の措置

「愛知県災害医療調整本部等設置要綱」に基づき、県災害対策本部内に愛知県災害医療調整本部（以下、「災害医療調整本部」という。）を設置するとともに、災害医療調整本部内にDMAT調整本部を設置する。

DMAT調整本部は、国及び被災地外都道府県に対して、DMATの派遣を要請する。

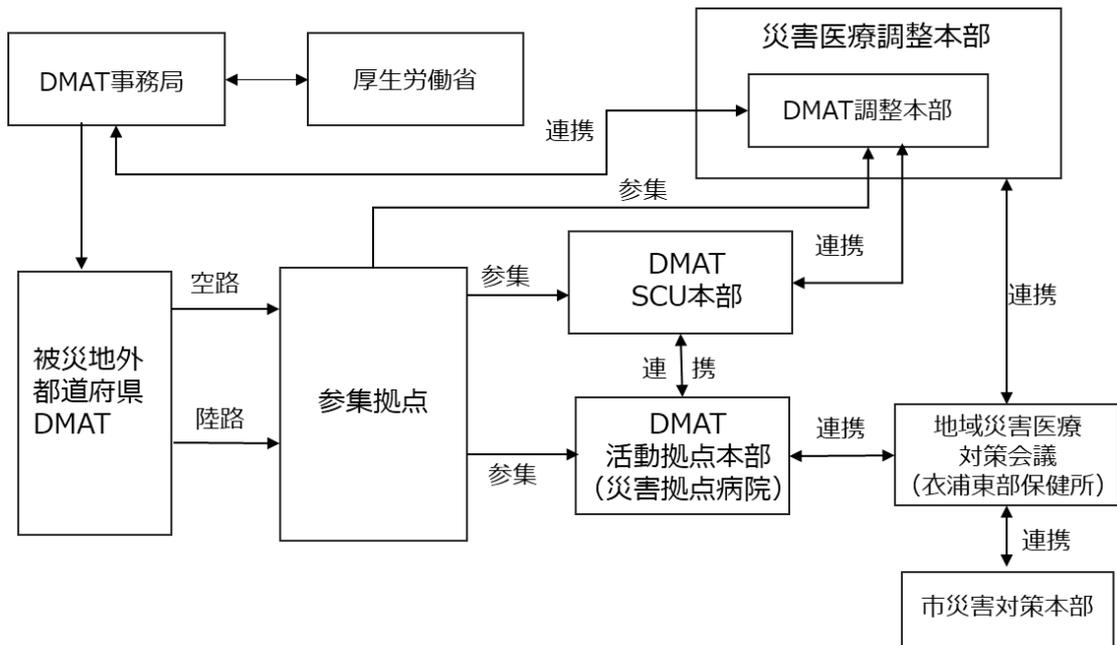
DMAT調整本部は、被災地外都道府県から派遣されたDMATの活動調整などを含め、被災地内における医療機関への支援を行う。

(ウ) 市の措置

市災害対策本部は、発災後の状況を把握し、DMATによる医療支援が必要と判断した場合は、衣浦東部保健所内に設置される地域災害医療対策会議を通じて、DMAT調整本部へ派遣要請を行う。

市災害対策本部は、市内で活動中のDMATとの調整を、DMAT活動拠点本部及び地域災害医療対策会議と随時実施し、DMAT活動状況の把握と活動支援を行う。

DMAT活動拠点本部は、災害拠点病院に設置されることが多く、本市における災害拠点病院は、「表 6-4 刈谷市における災害拠点病院」のとおりである。



【参考】 県受援計画（愛知県）

図 6-4 DMAT 派遣の流れ

表 6-4 刈谷市における災害拠点病院

施設名称	所在地
刈谷豊田総合病院	刈谷市住吉町 5-15

イ DMAT 派遣先の調整

災害医療調整本部は、DMAT調整本部及びDMAT活動拠点本部等と連携し、被害状況等に応じて、DMAT活動拠点本部、SCU本部等にDMATを派遣する。

災害医療調整本部は、DMAT活動拠点本部、地域災害医療対策会議等からの医療支援要請に基づき、必要に応じてDMATの派遣を調整する。

地域災害医療対策会議は、市災害対策本部等からの医療支援要請に基づき、必要に応じてDMAT活動拠点本部や災害医療調整本部に医療支援を要請する。

ウ DMATへの任務付与及び指揮

DMAT調整本部は、派遣されたDMATを指揮する。

DMAT調整本部及びDMAT活動拠点本部は、派遣されたDMATに対して具体的な活動場所、業務等、必要な任務付与を行う。

DMATの主な業務は、病院支援、地域医療搬送、現場活動、SCU活動及び航空機内の医療活動とし、医療ニーズに応じた活動を行う。

DMAT調整本部と愛知県消防応援活動調整本部は、地域の医療機関と一体となった活動を展開できるように、被災状況に応じた医療資源の配分方針及びメデ

ィカルコントロールに係わる事項等を共有し、医療搬送、現場活動等の密接な連携を図る。

(3) DMA T以外の医療資源の受援について

市災害対策本部は、市内の医療資源等では対応が困難な場合には、DMA T以外においても、地域災害医療対策会議（衣浦東部保健所）を通じて、様々な医療チームの応援要請や応援受け入れに対する調整を行うものとする。

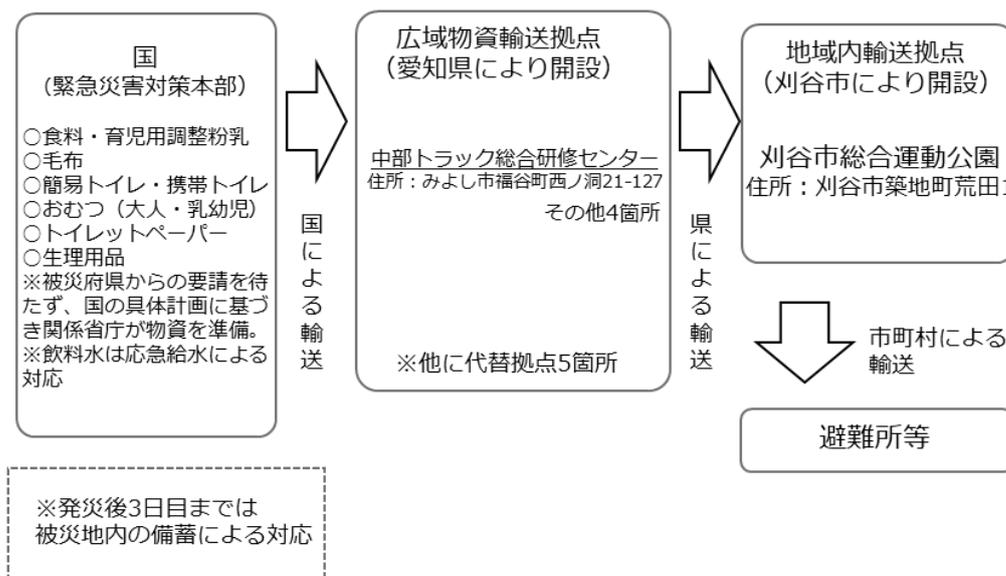
5 物資調達に係る計画

(1) 概要

具体計画においては、発災後から3日間は家庭等の備蓄と愛知県及び市の備蓄物資により対応することとされている。しかしながら、地方公共団体の備蓄物資量のみでは、必要物資量を迅速に確保することが困難となることが想定されるため、国は、被災府県からの具体的要請を待たず、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資について、4日目～7日目に必要となる物資量を、発災後3日目までに府県の広域物資輸送拠点まで届けることとしている（以下、「国のプッシュ型支援」という。）。

愛知県は、国のプッシュ型支援により広域物資輸送拠点に運ばれた物資については、市からの具体的要請を待たず、不足量の割合等に応じて、市が設置する物資集積拠点（以下、「地域内輸送拠点」という。）まで届けることとしている。

プッシュ型支援による物資調達のイメージは、「図 6-5 プッシュ型支援による物資調達イメージ」のとおりである。



【参考】県受援計画（愛知県）

図 6-5 プッシュ型支援による物資調達イメージ

(2) 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点及び国のプッシュ型支援

ア 広域物資輸送拠点

広域物資輸送拠点とは、国の調整によって供給する物資を被災県が受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて、当該府県が物資を送り出すための拠点である。

広域物資輸送拠点については、被災によっても機能することを前提に、原則として以下の基準に該当する施設が選定される。

なお、地域内輸送拠点においても、同様の基準を満たすことが望ましいとされている。

- 新耐震基準に適合した施設であること。(昭和56年6月1日以降に耐震補強工事を行った施設を含む)
- 屋根があること。(エアテント等の代替措置にまることも含む)
- フォークリフトを利用できるよう床の強度が十分であること。
- トラック(大型)が敷地内に進入でき、荷役作業を行う空間が確保できること。
- 非常用電源が備えられていること。
- 原則として津波浸水地域外にある施設であること。
- 避難所となる行政庁舎、学校、体育館ではないこと。

具体計画に定められた、広域物資輸送拠点のうち、本市への拠点となる施設は、「表6-5 刈谷市に関する広域物資輸送拠点」のとおりである。

表 6-5 刈谷市に関する広域物資輸送拠点

施設名称	施設管理者名	所在地
中部トラック総合 研修センター	(一社) 愛知県 トラック協会	みよし市福谷町 西ノ洞 21-127

※愛知県では、この他4箇所の広域物資輸送拠点及び5箇所の代替拠点を指定している。

イ 地域内輸送拠点

地域内輸送拠点とは、国からのプッシュ型支援による支援物資を広域物資輸送拠点から受け入れるための拠点である。

地域内輸送拠点において、国からのプッシュ型支援等の応援物資を受け入れ、各避難所等へ配送する。

本市における地域内輸送拠点は、「表6-6 刈谷市の地域内輸送拠点」のとおりである。

表 6-6 刈谷市の地域内輸送拠点

施設名称	施設管理者名	所在地
刈谷市総合運動公園	刈谷市	刈谷市築地町荒田1

ウ 国のプッシュ型支援等による緊急物資の種類及び供給量

具体計画に定められた、国のプッシュ型支援による緊急物資の種類及び供給量のうち、広域物資輸送拠点である中部トラック総合研修センターを経て、本市の地域内輸送拠点である刈谷市総合運動公園への供給される量は、「表 6-7 国のプッシュ型支援による緊急物資の種類及び供給量（刈谷市総合運動公園分）」のとおりである。

**表 6-7 国のプッシュ型支援による緊急物資の種類及び供給量
（刈谷市総合運動公園分）**

物資の種類	物資到着日（想定）	供給量
食料	4日目～7日目	226,061 食
毛布	4日目～	0 枚
育児用調整粉乳	4日目～	85,125 g
乳児・小児用おむつ	4日目～	19,892 枚
大人用おむつ	4日目～	1,248 枚
簡易トイレ・携帯トイレ	4日目～	96,934 回分
トイレトペーパー	4日目～	12,618 巻
生理用品	4日目～	21,803 枚

【参考】 県受援計画（愛知県）

エ 飲料水の調達

飲料水については、被災水道事業者及び応援水道事業者が給水車両や緊急貯水槽、仮設給水栓等を用いて応急給水を実施する。

なお、発災から3日間は、市の備蓄飲料水及び家庭等の備蓄飲料水等で対応する。

(3) 物資物流に関する市の組織体制

市災害対策本部は、物資物流に関して、資材班を中心に関係各班が連携し、災害応急対策時における物資の確保、配分及び配送を行う。

ア 資材班

資材班は、物資物流全体の管理、統制を担い、市の在庫数把握の取りまとめを行うなど、全体把握に努め、物資物流を統括する。また、各避難所からの物資の需要把握、調達班への物資の調達指示、各避難所への配分の検討、入出荷の指示を行う。

各避難所の需要把握においては、避難所班と連携して実施する。

イ 調達班

調達班は、資材班の指示のもと、協定締結業者等と調整し、物資を調達する。

ウ 物流班

物流班は、各拠点防災倉庫（「表 6-8 拠点防災倉庫」参照）及び地域内輸送拠点等から各避難所への輸送計画を立て、人員や車両の確保等を行う。地震災害時の第3非常配備体制時においては、発災から3日間は、避難所担当職員に輸送を要請し、4日目以降は、愛知県トラック協会に輸送を要請する。その他の場合は、原則、物流班において輸送を行う。

地震災害時における第3非常配備体制時には、拠点防災倉庫及び地域内輸送拠点における物資の管理と在庫数の把握、資材班への報告等を担う。発災初動時は、各拠点倉庫で災害対応を行い、その後、4日目以降に国からのプッシュ型の支援物資が輸送されるため、地域内輸送拠点へ移動し、災害対応を行うことが想定される。

エ 拠点管理班

拠点管理班は、物流班と連携し、地域内輸送拠点となっている刈谷市総合運動公園の管理等を行う。

オ その他

義援物資に関しては、刈谷市役所本庁舎に届くことが想定されるため、本庁舎を管理する庁舎管理班が受領、物資の管理、在庫数の把握を行い、資材班へ報告する。

また、施設管理班は、道路の被害状況や啓開状況等を資材班や物流班等に適宜、共有する。

表 6-8 拠点防災倉庫

倉庫の名称	所在地	面積
中央基幹防災倉庫	刈谷市御幸町 4-15	451.21 m ²
北部防災倉庫	刈谷市東境町高山 20-4	103.55 m ²
中部防災倉庫	刈谷市御幸町 4-15	166.00 m ²
中部第二防災倉庫	刈谷市築地町 5-22-6	103.55 m ²
南部防災倉庫	刈谷市高須町巽 5	102.41 m ²

(4) 市内の物資輸送

市内の輸送は、物流班において、輸送計画を立て、職員内や協定締結業者等と調整し、人員や車両の確保等を行うこととなるが、職員や協定業者等による輸送手段の確保が困難な場合には、市災害対策本部は、県災害対策本部に自衛隊による物資輸送の要請を行う。

また、事前に計画で定める地域内輸送拠点である刈谷市総合運動公園が使用できない場合においては、市災害対策本部において代替施設の確保を行うが、必要に応じて県西三河方面本部と協議して対応を検討する。

(5) プル型支援の要請

市災害対策本部は、市の備蓄品、災害時応援協定等に基づいて行う物資調達及び国のプッシュ型支援による物資調達量を勘案しても、さらに供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、県西三河方面本部若しくは県災害対策本部に要請品目、数量、納入・搬入先その他必要な事項を明示し要請を行う。

6 燃料調達及び電気・ガスの臨時供給に係る計画

(1) 燃料調達について

ア 概要

市は、南海トラフ地震等の大規模災害の発生により、国内の多くの製油所・油槽所、燃料輸送手段等が被災する状況にあっても、国・愛知県や関係機関と連携しながら、災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料を確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する必要がある。

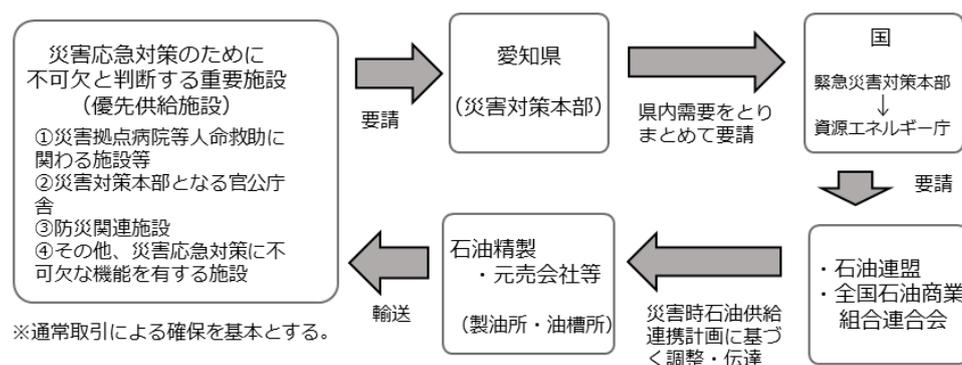
イ 災害応急対策に従事する車両等への燃料供給

愛知県は、県石油商業組合との協定に基づき、災害応急活動に従事する車両等に対する燃料の優先供給について要請するとともに、中核給油所の被災状況等を把握し、関係機関に対して県内における燃料供給に関する情報の共有を図る。

市は、「災害時における車両燃料・冷暖房用燃料等の供給協力に関する協定書」に基づき、愛知県石油商業組合西三河碧海地区刈谷グループに、災害応急活動に従事する車両等に対する燃料等の優先供給について要請する。また、市内の中核給油所等の被災状況、災害応急対策に従事する車両等に対する優先供給状況に関する情報を把握し、広域応援部隊、DMA Tを始めとする関係機関等に対し情報の共有を図る。

市災害対策本部による燃料調達が困難な場合、市災害対策本部は、県西三河方面本部を通じて県災害対策本部に燃料確保の実施を要請する。

業務継続が必要な重要施設への優先供給のフローは、「図 6-6 業務継続が必要な重要施設への優先供給フロー図」のとおりである。



【参考】県受援計画（愛知県）

図 6-6 業務継続が必要な重要施設への優先供給フロー図

(2) 電気・ガスの臨時供給について

ア 概要

市は、南海トラフ地震等大規模災害の発生により、市内の電気、ガス及び通信設備が被災する状況となった場合、各関係機関と連携しながら、災害応急復旧作業

のために活動する各業者の活動拠点としてオープンスペースを用意し、迅速かつ円滑に復旧活動が行われる環境を整備する必要がある。

電気、ガス事業者は、市内施設や資機材による応急復旧作業を行うとともに、必要に応じて市外からの応援を要請し、迅速かつ円滑に応急復旧作業にあたる。

イ 電気の復旧

中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー刈谷営業所は、市内の電力供給状況を把握するとともに、早期の復旧に向けた取り組みを行う。この際、市外からの応援部隊が必要と判断した場合は、「災害発生時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書」に基づき、市災害対策本部に市施設の利用を要請する。

市災害対策本部は、協定に基づき災害復旧用オープンスペースを用意し、中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー刈谷営業所に連絡する。

市外からの応援部隊のため、市が確保する災害復旧用オープンスペース候補地は、「表 6-9 電力応急復旧作業のためのオープンスペース候補地」のとおりである。

中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー刈谷営業所は、市内での被害状況や復旧活動状況について市災害対策本部への連絡・調整を行う。

表 6-9 電力応急復旧作業のためのオープンスペース候補地

施設名称	施設管理者名	所在地
刈谷市総合運動公園	刈谷市	刈谷市築地町荒田 1

ウ ガスの復旧

東邦瓦斯株式会社などのガス供給業者は、市内のガス供給状況を把握するとともに、早期の復旧に向けた取り組みを行う。この際、市外からの応援部隊が必要と判断した場合は、「災害発生時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書」に基づき、市災害対策本部に市施設の利用を要請する。

市災害対策本部は、協定に基づき災害復旧用オープンスペースを用意し、東邦瓦斯株式会社に連絡する。

市外からの応援部隊のため、市が確保する災害復旧用オープンスペース候補地は、「表 6-10 ガス応急復旧作業のためのオープンスペース候補地」のとおりである。

表 6-10 ガス応急復旧作業のためのオープンスペース候補地

施設名称	施設管理者名	所在地
刈谷市総合運動公園	刈谷市	刈谷市築地町荒田 1

第7章 受援力強化に向けた取り組み

1 組織への定着

本計画の定着と課題の対応を具体化するため、全庁挙げての体制を構築し、平常時から受援業務の検討や災害時職員行動マニュアル等の改定を行い、適宜、研修・訓練を実施し、組織への定着を図っていくものとする。

2 計画の継続的更新

本計画の見直しは、以下のとおり平常時における訓練や災害対応の教訓を活かし、継続的に更新を図るものとする。

- (1) 庁内組織編制、災害対策本部組織の見直し時期
- (2) 防災関連計画の見直し時期
- (3) 業務の効率化・自動化における新たな技術が導入されたとき
- (4) その他、市内または他都市における類似災害発生による新たな教訓・知見等が得られたとき

刈谷市受援計画

令和6年7月

発行・編集 刈谷市生活安全部危機管理課

〒448-8501

刈谷市東陽町1丁目1番地

電話 (0566)62-1190 (ダイヤルイン)

メール kkanri@city.kariya.lg.jp